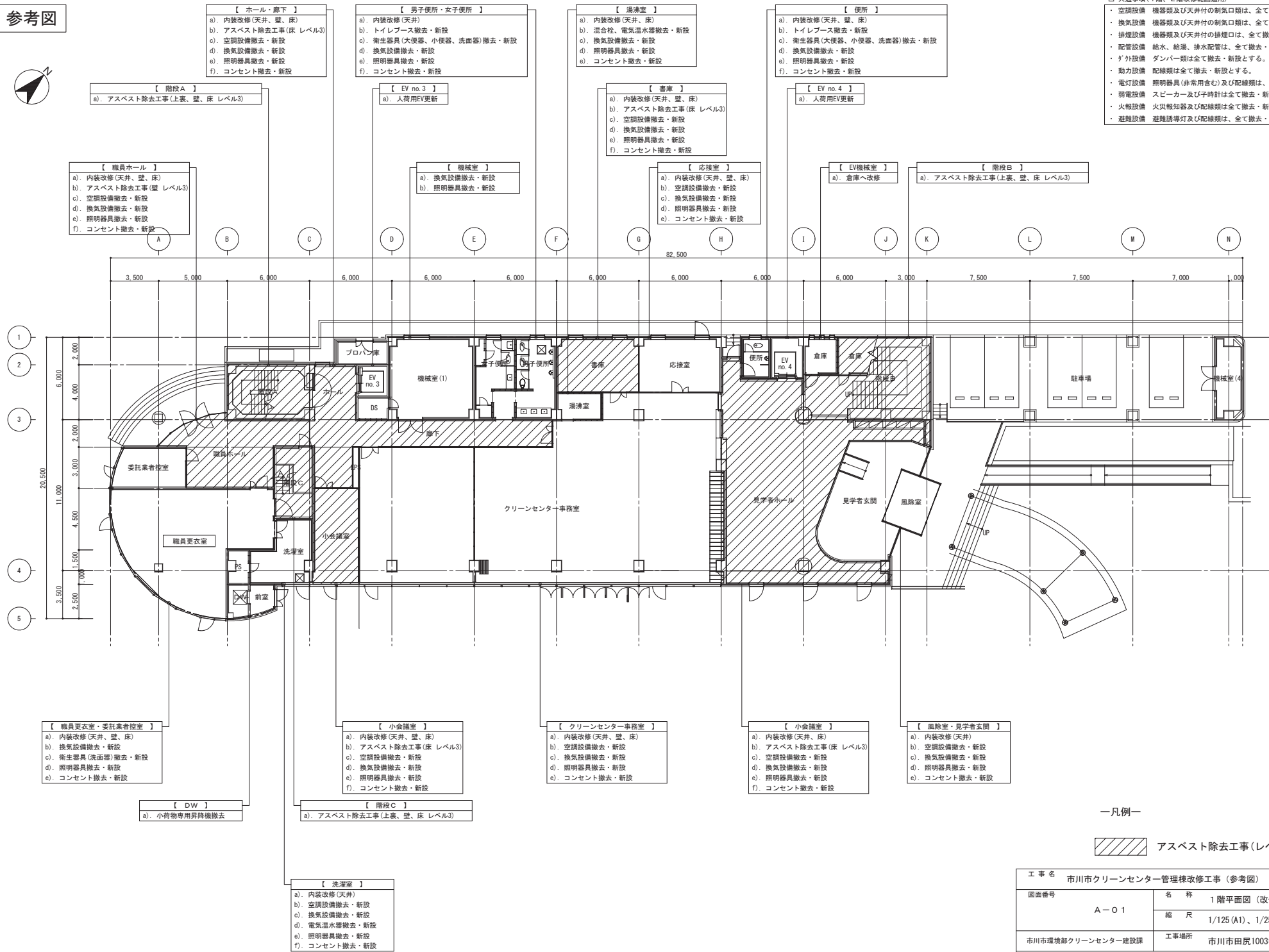


参考図



- 共通事項 (1階、2階改修範囲適用)
- ・空調設備 機器類及び天井付の制気口類は、全て撤去・新設とする。
  - ・換気設備 機器類及び天井付の制気口類は、全て撤去・新設とする。
  - ・排煙設備 機器類及び天井付の排煙口は、全て撤去・新設とする。
  - ・配管設備 給水、給湯、排水配管は、全て撤去・新設とする。
  - ・ダクト設備 ダンパー類は全て撤去・新設とする。
  - ・動力設備 配線類は全て撤去・新設とする。
  - ・電灯設備 照明器具(非常用含む)及び配線類は、全て撤去・新設とする。
  - ・弱電設備 スピーカー及び時計計は全て撤去・新設とする。
  - ・火報設備 火災報知器及び配線類は全て撤去・新設とする。
  - ・避難設備 避難誘導灯及び配線類は、全て撤去・新設とする。

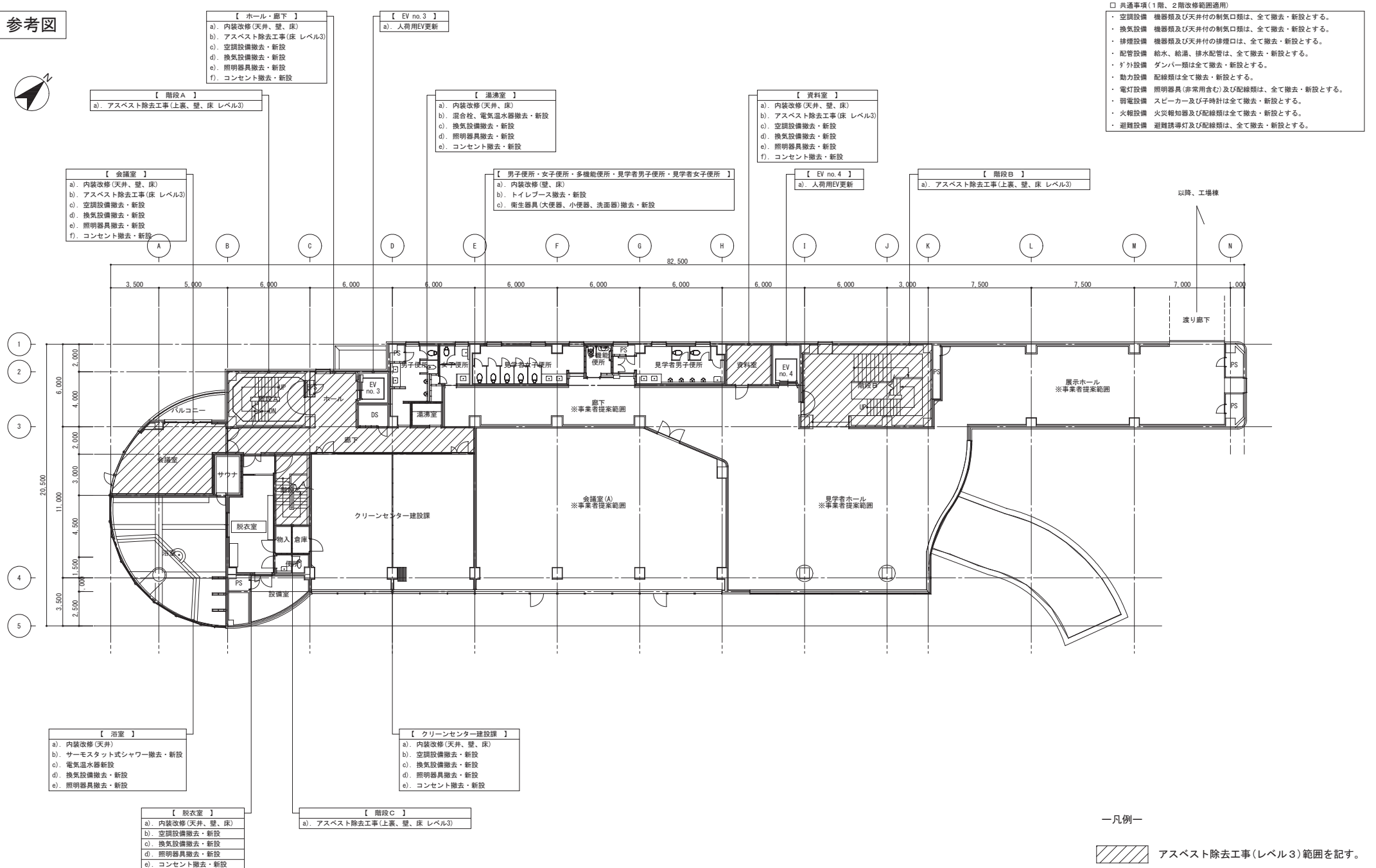


一凡例一

アスベスト除去工事(レベル3)範囲を記す。

工事名	市川市クリーンセンター管理棟改修工事(参考図)		
図面番号	名 称	1階平面図(改修キープラン)	
	縮 尺	1/125 (A1)、1/250 (A3)	
市川市環境部クリーンセンター建設課	工事場所	市川市田尻1003番地	

参考図



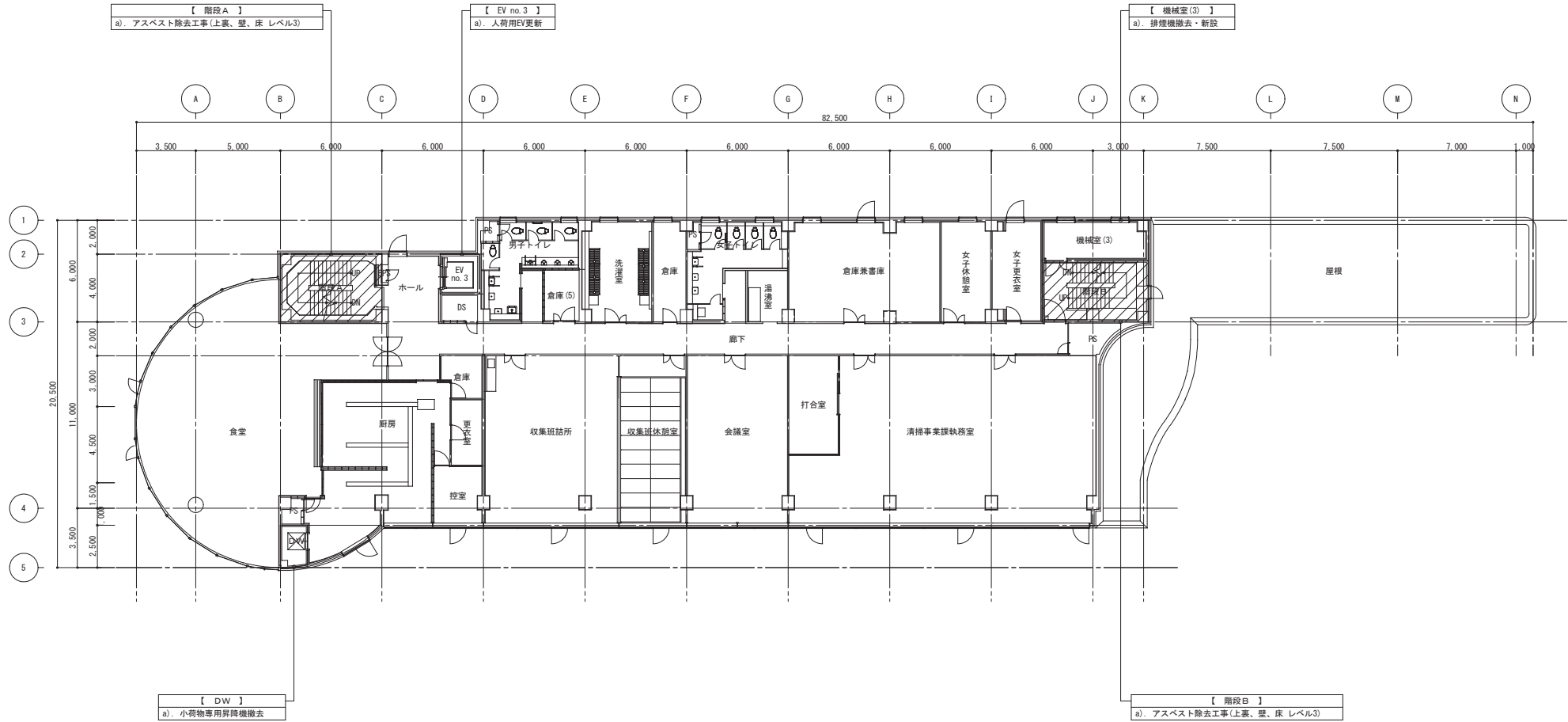
- 共通事項 (1階、2階改修範囲適用)
- ・空調設備 機器類及び天井付の制気口類は、全て撤去・新設とする。
  - ・換気設備 機器類及び天井付の制気口類は、全て撤去・新設とする。
  - ・排煙設備 機器類及び天井付の排煙口は、全て撤去・新設とする。
  - ・配管設備 給水、給湯、排水配管は、全て撤去・新設とする。
  - ・ダクト設備 ダンパー類は全て撤去・新設とする。
  - ・動力設備 配線類は全て撤去・新設とする。
  - ・電灯設備 照明器具(非常用含む)及び配線類は、全て撤去・新設とする。
  - ・弱電設備 スピーカー及び時計計は全て撤去・新設とする。
  - ・火報設備 火災報知器及び配線類は全て撤去・新設とする。
  - ・避難設備 避難誘導灯及び配線類は、全て撤去・新設とする。

一凡例一

アスベスト除去工事(レベル3)範囲を記す。

工事名	市川市クリーンセンター管理棟改修工事(参考図)		
図面番号	名	2階平面図(改修キープラン)	
	縮尺	1/125 (A1)、1/250 (A3)	
市川市環境部クリーンセンター建設課	工事場所	市川市田尻1003番地	

参考図

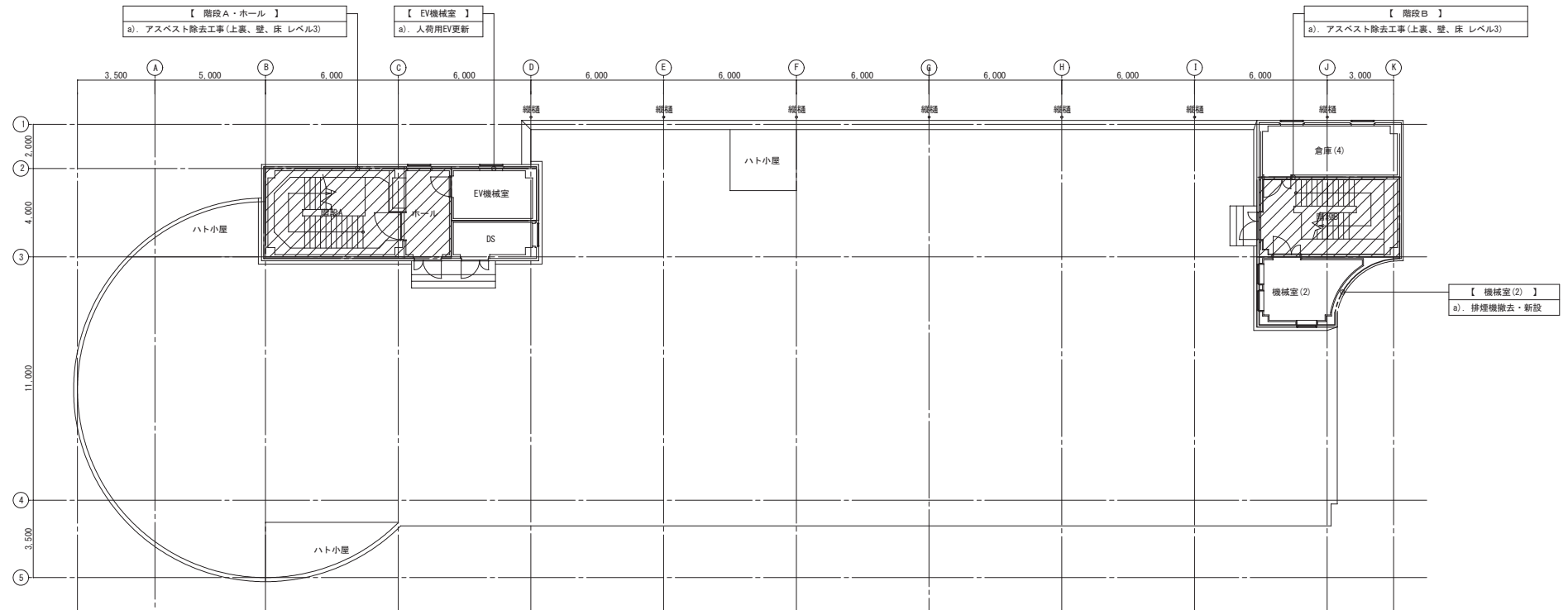


一凡例一


アスベスト除去工事(レベル3)範囲を記す。

工事名 市川市クリーンセンター管理棟改修工事(参考図)	
図面番号 A-03	名称 3階平面図(改修キープラン)
	縮尺 1/125(A1)、1/250(A3)
市川市環境部クリーンセンター建設課	工事場所 市川市田尻1003番地

参考図



—凡例—

 アスベスト除去工事(レベル3)範囲を記す。

工事名		市川市クリーンセンター管理棟改修工事(参考図)	
図面番号	A-04	名称	R階平面図(改修キープラン)
		縮尺	1/100(A1)、1/200(A3)
市川市環境部クリーンセンター建設課	工事場所	市川市田尻1003番地	